

横浜相原病院 院内感染対策指針

第1 趣旨

横浜相原病院（以下当院という。）における院内感染対策を推進するため、本指針を定める。

第2 院内感染対策に関する基本的な考え方

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。感染症の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。当院においては、本指針により院内感染対策を行う。

第3 院内感染対策委員会の設置

当院における院内感染対策を総合的に企画、実施するために、病院長を委員長とする院内感染対策委員会を設置し、毎月1回定期的に開催し、さらに集団院内感染（アウトブレイク）発生時などの緊急時には臨時委員会を開催する。委員は職種横断的に構成され、当該委員会は主として以下の任務を負う。

- (1) 院内感染対策委員会の開催及び運営
- (2) 院内感染症の発生報告と調査及び職員への周知
- (3) 院内の感染防止活動及び院内感染症に関する職員への啓発及び研修の企画・運営
- (4) その他、院内感染防止対策に関する事項

第4 院内感染防止対策のための職員に対する研修に関する基本方針

院内感染防止対策の基本的な考え方及び感染防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の意識の向上を図るとともに、当院全体の院内感染防止対策を向上させることを目的として以下のとおり研修を行う。

- (1) 院内感染対策委員会は、予め作成した研修計画に従い、概ね6ヶ月に1回、全職員を対象とした院内感染防止対策のための研修を定期的実施する。
- (2) 職員は、研修が実施される際には、受講を義務とする。
- (3) 院内感染対策委員会は、当院内で重大な院内感染が発生した後など、必要があると認めるときは、臨時に研修を行うものとする。
- (4) 院内感染対策委員会は、研修を実施したときは、その研修の日時、出席者、研修項目を記録する。

第5 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

医師は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく届出が必要な感染症及び院内で報告が規定された感染症が発生した場合、速やかに院内感染防止対策委員会に報告する。

院内感染対策委員会は発生状況を的確に把握し、職員に対して感染対策の周知徹底を図る。

第6 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、院内感染対策委員会は速やかに詳細の把握に努め、発生の原因を究明し対策の立案とこれを実施するために全職員への周知徹底を図る。

第7 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者及び家族等から閲覧の求めがあった場合には、原則これに応じるものとする。また本指針についての照会は院内感染対策委員が対応する。

第8 その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

(1) 本指針の周知

本指針の内容については院長、院内感染対策委員会等を通じて全職員に周知徹底する。

(2) 本指針の見直し、改正

①院内感染対策委員会は定期的に（少なくとも毎年1回以上）、本規約を見直し、検討することとする。

②本指針の改正は、院内感染対策委員会の決定により行う。

(3) 感染対策マニュアルの見直し、改正

①院内感染マニュアルを定期的に（少なくとも毎年1回以上）見直しを行う。

②院内感染マニュアルの改正は、感染対策委員会の決定により行う。

第9 附則

この指針は平成19年6月1日から施行する。

令和6年4月1日更新。